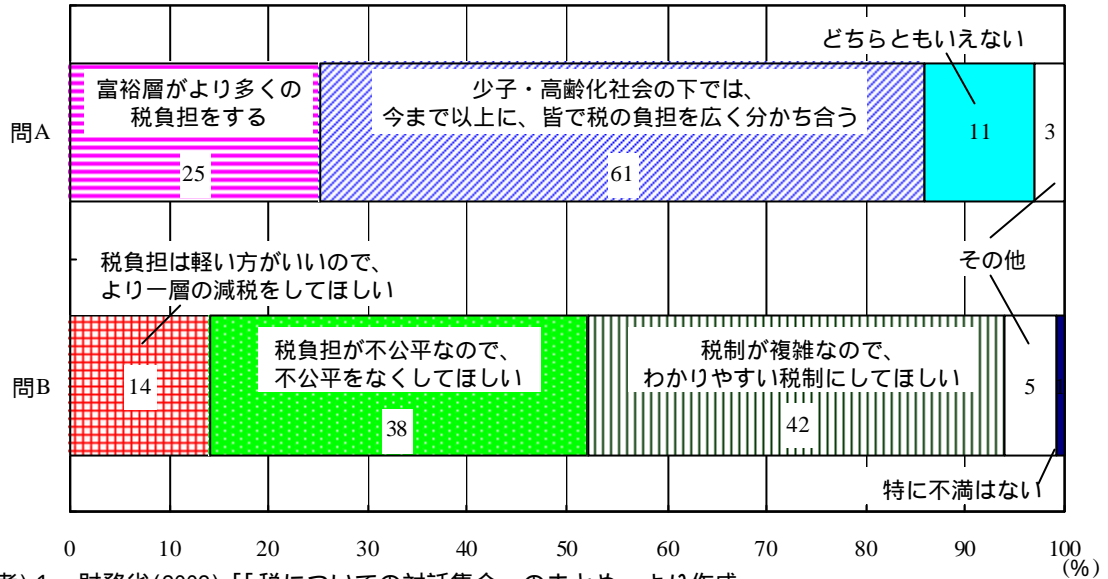


(図表及び付注)

目 次

図表 1 - 1	税についての対話集会アンケート結果	28
図表 1 - 2	税金に関する世論調査	29
図表 1 - 3	所得税計算の仕組み	31
図表 1 - 4	事業所得のイメージ図	32
図表 1 - 5	事業所得者にかかる各種控除	32
図表 1 - 6	青色申告の主要な特典	33
図表 1 - 7	青色申告者と白色申告者の記帳制度の対比	34
図表 1 - 8	各種控除等金額の推移	35
図表 1 - 9	給与所得控除制度の推移	36
図表 2 - 1	業種別所得者及び納税者数の推移	37
図表 2 - 2	営業所得者に占める青色申告者の数及び割合の推移	37
図表 2 - 3	平均所得の業種間比較	38
図表 2 - 4	青色事業専従者の平均給与額、所得に対する比率	39
図表 2 - 5	事業専従者の平均給与、納税者一人あたりの人数	39
図表 2 - 6	世帯業態別の課税最低限	40
図表 2 - 7	世帯の税引き前所得が等しい場合の世帯業態別税負担の相違	42
図表 2 - 8	事業所得者と給与所得者の実効所得税率	43
図表 2 - 9	給与所得者の年収階級別経費相当支出額	44
図表 2 - 10	給与所得控除額、給与収入に対する比率	45
図表 2 - 11	農業所得者の簿記会計に対する認識	46
図表 3 - 1	個人課税部門(所得税)の税務調査状況	47
図表 3 - 2	1件当たりの申告漏れ所得が高額な業種	47
図表 3 - 3	異議申立ての発生・処理件数	48
図表 3 - 4	法定資料数の推移	48
図表 3 - 5	所得捕捉格差の先行研究一覧	49
図表 3 - 6	所得捕捉率格差の推計結果	49
付注 1	事業所得者の実効税率の算出方法	50
付注 2	所得捕捉格差の推計方法	51
参考資料 1	みなし法人課税の税額計算の仕組み	55
参考資料 2	経営耕地面積規模別販売農家数の推移	55

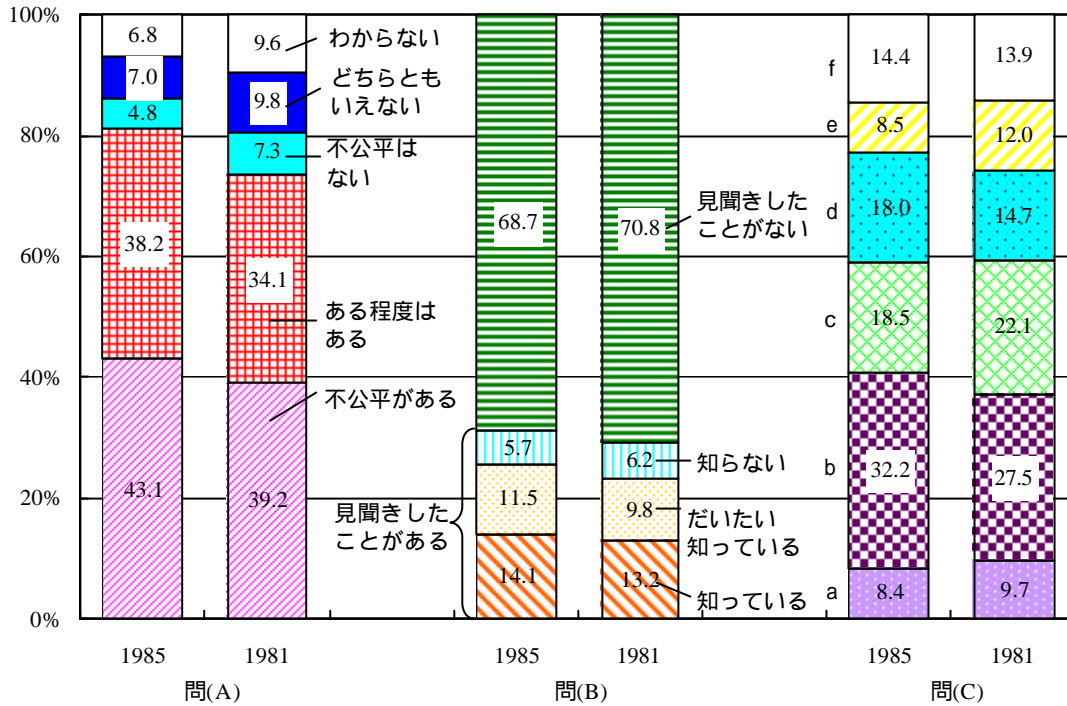
図表 1 - 1 税についての対話集会アンケート結果



- (備考) 1. 財務省(2002)「「税についての対話集会」のまとめ」より作成。
 2. 問A 税負担のあり方として、どのようなものが望ましいとお考えですか？
 問B あなたは税金についてどのような要望がありますか？
 3. 回答形式は、提示された回答文の中から1つのみを選択する形。

図表 1 - 2 税金に関する世論調査

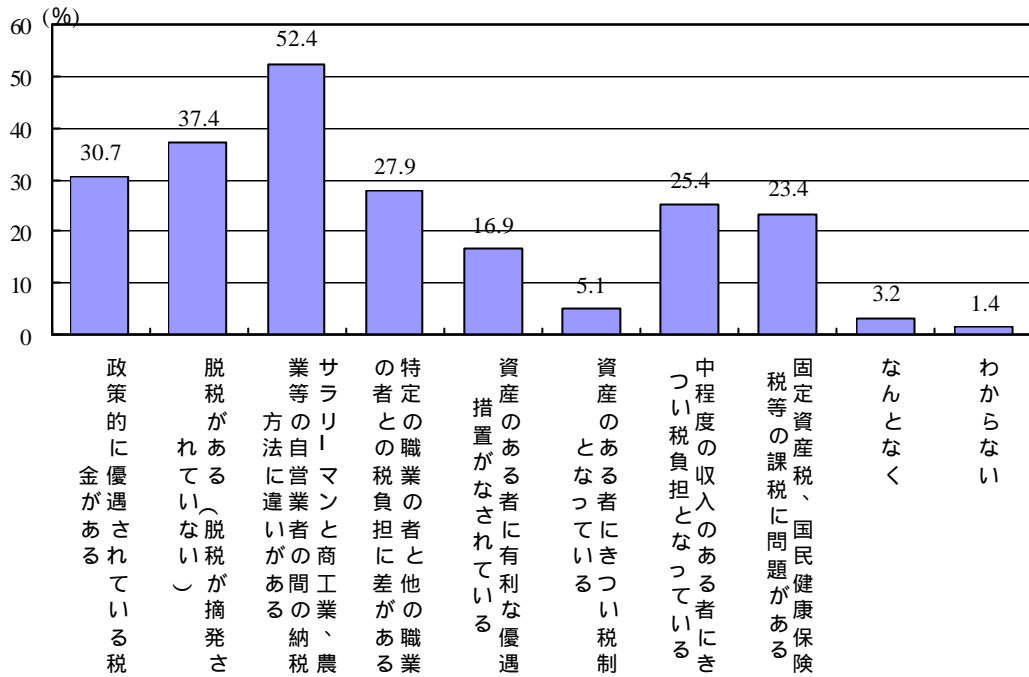
不公平及びクロヨンの存在について



- (備考) 1. 総理府「税金に関する世論調査」より作成。
 2. 問(A)「あなたは税金について不公平があると思いますか。」
 問(B)「クロヨン(9・6・4)、あるいはトーゴーサン(10・5・3)というような言葉を見たり聞いたりしたことがありますか。」
 問(C)「世間一般では、「納税者が申告(納税)をしている所得は、実際の所得金額からみて、サラリーマンでは9割程度、自営業者では6割程度、農業所得者では4割程度である」といわれることがあります。あなたはこのことについてどう思いますか。」
 a. 実際は、職業の違いによる差はないと思う
 b. これほど極端ではないが、ある程度の差はあると思う
 c. このとおりの差があると思う
 d. 実際はもっと差があると思う
 e. 一概にはいえない
 f. わからない

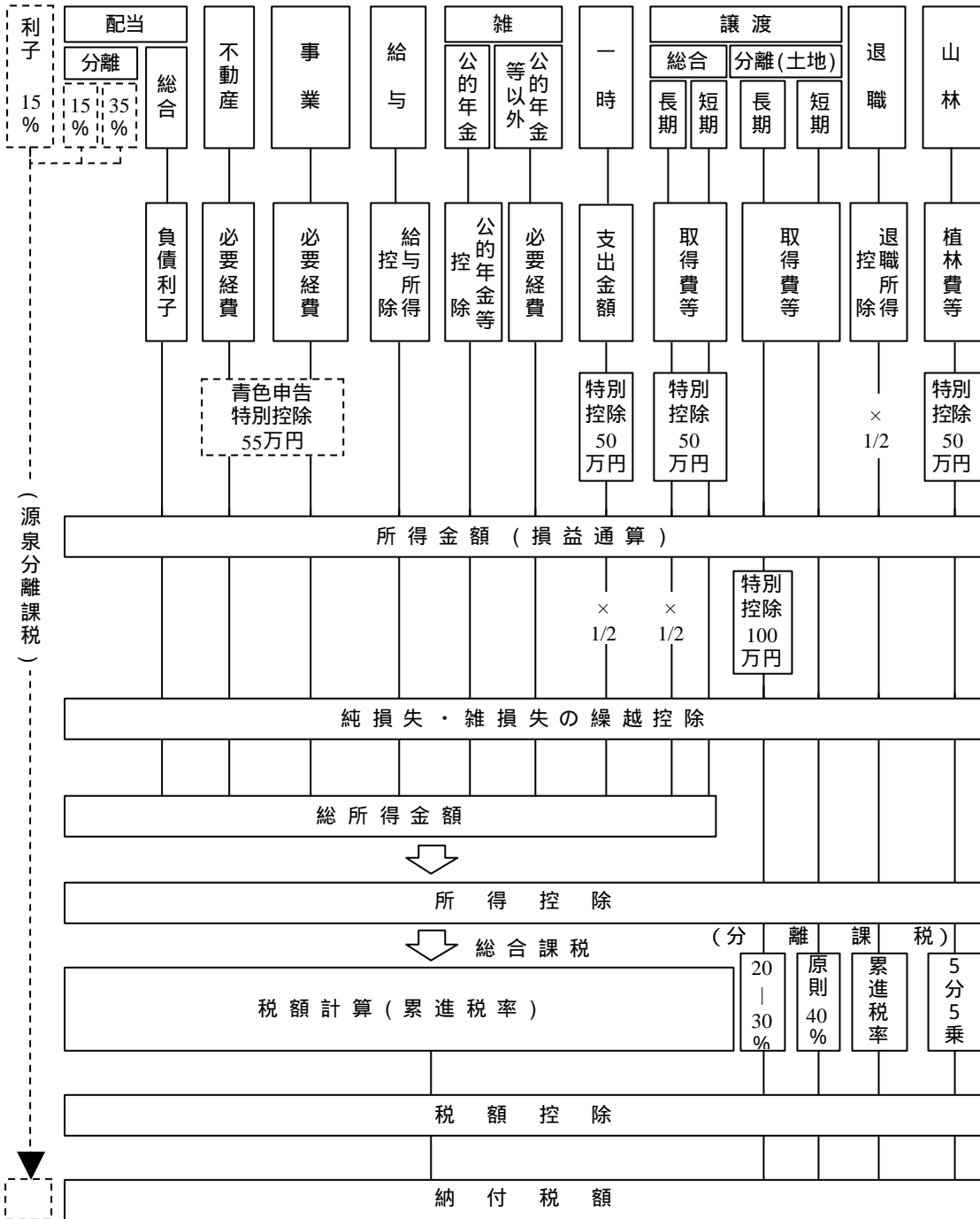
図表 1 - 2 税金に関する世論調査

不公平があると思う理由



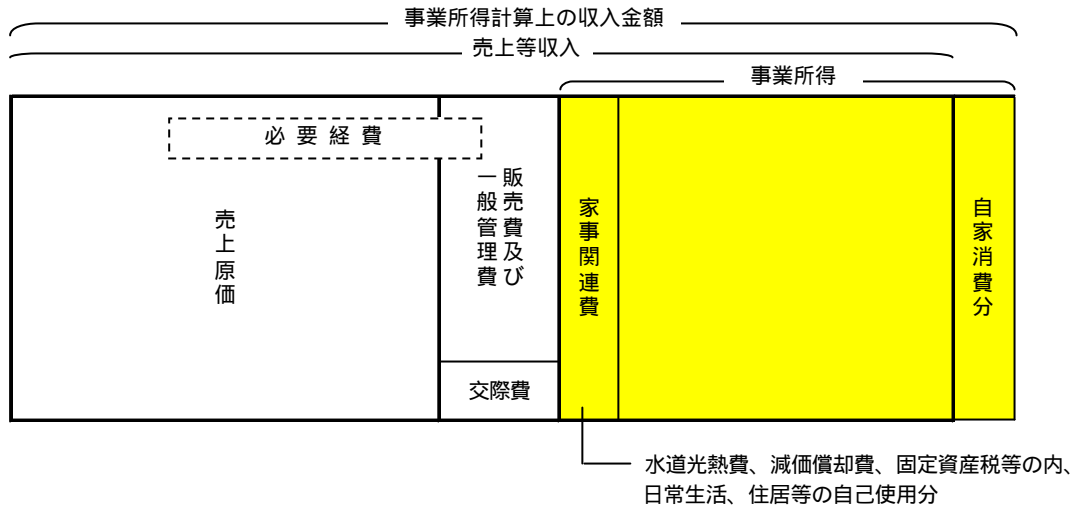
- (備考) 1 . 総理府「税金に関する世論調査」1985年より作成。
 2 . の問(A)「あなたは税金について不公平があると思いますか。」に対し「不公平がある」、「ある程度はある」と回答した者を対象とした。
 問「不公平があると思う理由は何ですか。この中から3つまで挙げてください。」

図表 1 - 3 所得税計算の仕組み



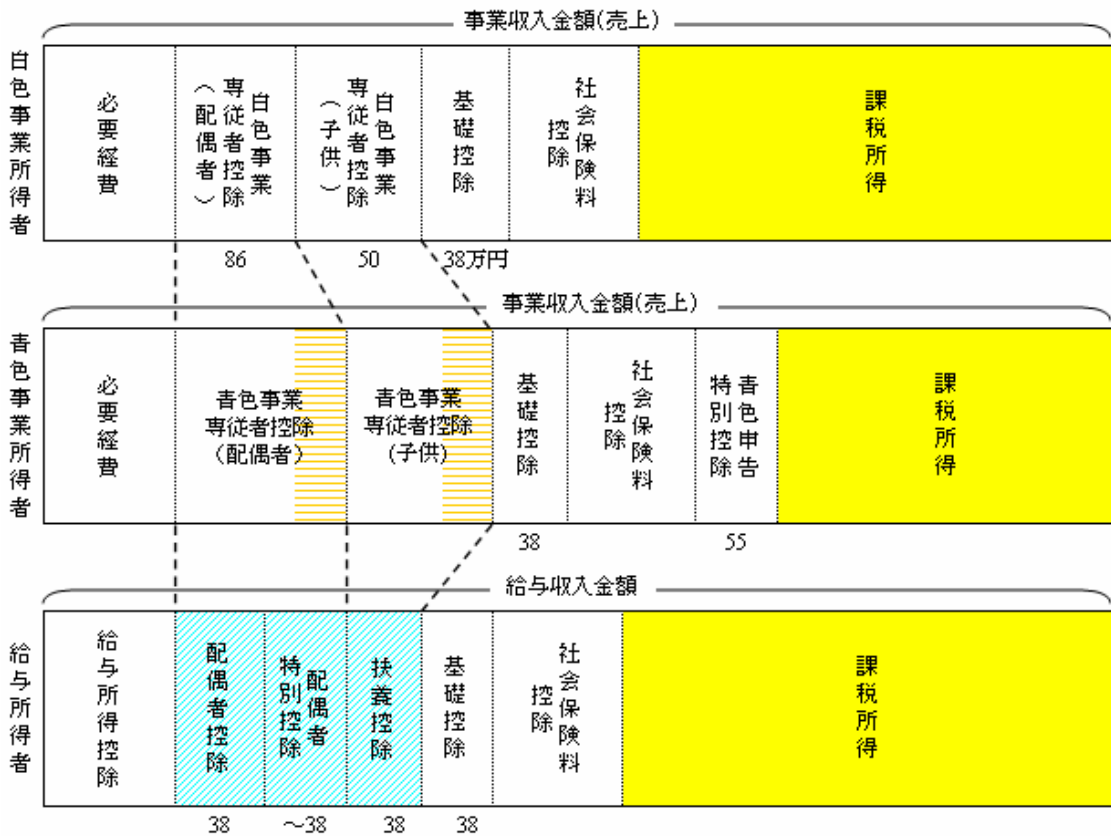
(備考) 1. 税務研究会「税法便覧」、財經詳報社「図説 日本の税制」等より作成。
 2. ただし、株式等の譲渡益、金融類似商品、不動産業者の土地等に係る事業所得などにも分離課税の適用あり。


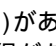
図表 1 - 4 事業所得のイメージ図



(備考) 1. 財務省ホームページ資料より作成。

図表 1 - 5 事業所得者にかかる各種控除



- (備考) 1. 財務省ホームページ資料等より作成。枠下の数値は控除額(万円)
2. 青色事業専従者については、その所得税計算上給与所得控除の適用()がある。
3. 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除()については、一定以上の所得がある者の分については、適用対象外となる。

図表 1 - 6 青色申告の主要な特典

青色事業専従者 給与の必要経費 への算入	生計を一にする配偶者その他親族(15歳以上)でもっぱらその事業に従事する者(青色事業専従者)に対する給与の内、従事期間・性質及び提供の程度、他の使用人及び同種同規模の事業における給与額、その事業の種類・規模並びに収益の状況から見て相当であると認められるものを、必要経費とすることができる。
青色申告 特別控除	事業所得又は不動産所得を生ずる事業を営む青色申告者(現金主義適用者を除く)の内、正規の簿記の原則に従って取引の記録をしている者については、これらの所得から最大55万円を控除。上記以外の青色申告者については、不動産所得・事業所得・山林所得から最大10万円を控除。
引当金・準備金	貸倒引当金、退職給与引当金、返品調整引当金、プログラム等準備金、金属鉱業等鉱害防止準備金、特定災害防止準備金、特別修繕準備金、深鉱準備金の繰入額又は積立金の必要経費算入
純損失の繰越控 除、繰戻し還付	純損失の3年間の繰越控除、及び前年分の所得に対する繰戻し還付が可能。
棚卸資産の 評価の特例	棚卸資産評価における低価法の選択が可能。
所得税額の 税額控除	試験研究費の額が増加した場合、エネルギー需要構造改革推進設備・電子機器利用設備・事業化設備等 を取得した場合など所得税額からの特別控除が認められる。
減価償却の 特例	エネルギー需要構造改革推進設備・電子機器利用設備・事業基盤強化設備・事業化設備・中小企業者の 機械等の特別償却が認められる。
現金主義による 所得の計算	前々年分の不動産所得の金額及び事業所得の金額の合計額が300万円以下の場合、現金主義による所 得計算が可能。

(備考) 1 . 税務研究会「税法便覧」、財務省ホームページ資料等より作成。

図表 1 - 7 青色申告者と白色申告者の記帳制度の対比

	青色申告の場合	白色申告の場合
記帳義務対象者	青色申告者全員	前々年分又は前年分の事業所得等の金額が300万円を超える者
記帳方法	帳簿書類を備え、資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を正規の簿記の原則に従い、記録しなければならない(原則)。ただし、別途財務大臣の定める簡易な記録の方法及び記載事項によることができる(簡易方法)。また、前々年分の事業所得等の金額が300万円以下の者については、現金主義による記帳及び所得計算ができる。	帳簿を備え、総収入金額及び必要経費に関する事項を左の簡易方法よりもさらに簡易な方法により、記録しなければならない。
記録保存対象者	青色申告者全員	事業所得者等で前々年分又は前年分の確定申告書又は総収入金額報告書と提出したものと決定を受けたもの
保存期間	帳簿、決算関係書類 7年 現金取引等関係書類 7年 その他の証憑書類 5年	記録義務に基づいて作成した帳簿 7年 その他の帳簿書類 5年
保存方法の特例	電子計算機を使用して作成する帳簿書類については、税務署長等の承認を受けたときは、一定の要件の下で、電子データ又はCOMによる保存等ができる。 6・7年目の保存については、一定の要件の下で、撮影タイプのマイクロフィルムによる保存ができる。	
確定申告書に添付する書類添付すべき者	青色申告者全員	事業所得者等で確定申告書を提出するもの
添付書類及び記載事項	貸借対照表、損益計算書その他の事業所得等金額又は純損失の金額の計算に関する事項を記載した収支明細書 ただし、簡易方法により帳簿の記載をしている場合には、貸借対照表の添付は要しない。	総収入金額及び必要経費の内容を記載した収支明細書
総収入金額報告書提出義務者	事業所得等に係る総収入が、3,000万円を超える者(確定申告書を提出した者を除く)	
記載事項	事業所得等に係る総収入金額の合計額及びその他参考となるべき事項	

(備考) 1 . 稲垣光隆(2002)「図説 日本の税制」平成 14 年度版より作成。

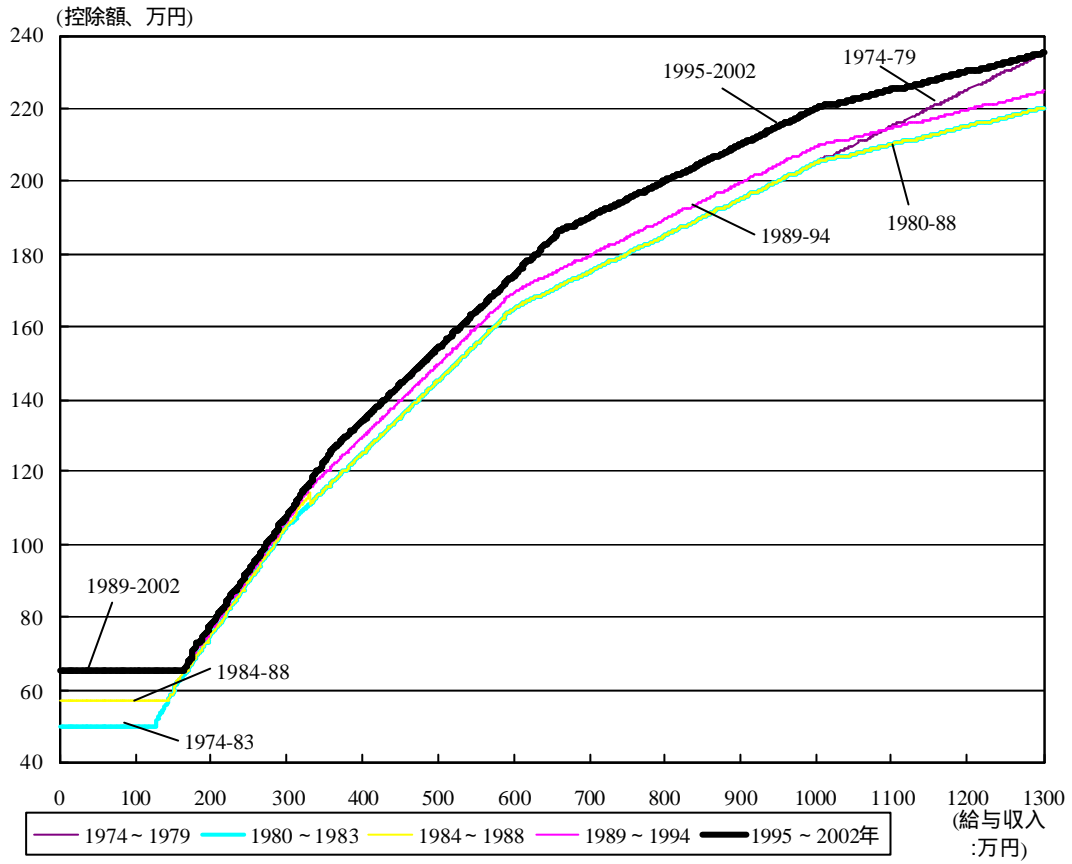
図表 1 - 8 各種控除等金額の推移

単位：万円

区 分		給与所得控除		配偶者控除	配偶者特別控除	扶養控除	特定扶養控除	白色事業 専従者控除		青色申告特別控除			青色専従者控除	みなし法人課税
元号	西暦	控除率 (%)	最低控除額					専従者 白色事業 控除	配偶者の 場合	で事業・不 動産 の簿記	簡易な簿記	それ以外		
創設年		1947		1961	1987	1920	1989	1961	1988	1972	2000	1993	1952	1969
37	1962	10-20	*12	10		5		7					12	
38	1963	"	"	10.5		"		9.5					12.5	
39	1964	7.5-20	*14	11		"		9					15	
40	1965	10-20	*15	12		6		12					18	
41	1966	7.5-20	*18	13		"		15					24	
42	1967	10-20	*22	15		7		"					"	
43	1968	7.5-20	*28	16		8		"						
44	1969	2.5-20	*36.5	17		10		"						
45	1970	5-20	*50	18		12		"						
46	1971	"	*53	20		14		17						
47	1972	"	"	"		"		"		10				
48	1973	"	*76	21		16		20		"				
49	1974	10-35	50	24		24		30		"				
50	1975	10-40	"	26		26		40		"				
51	1976	"	"	"		"		"		"				
52	1977	"	"	29		29		"		"				
53	1978	"	"	"		"		"		"				
54	1979	"	"	"		"		"		"				
55	1980	5-40	"	"		"		"		"				
56	1981	"	"	"		"		"		"				
57	1982	"	"	"		"		"		"				
58	1983	"	"	30		30		"		"			完全 給与性	
59	1984	"	57	33		33		45		"				
60	1985	"	"	"		"		"		"				
61	1986	"	"	"		"		"		"				
62	1987	"	"	"	11.25	"		"		"				
63	1988	"	"	"	16.5	"		"	60	"				
1	1989	"	65	35	35	35	45	47	80	"				
2	1990	"	"	"	"	"	"	"	"	"				
3	1991	"	"	"	"	"	"	"	"	"				
4	1992	"	"	"	"	"	"	"	"	"				
5	1993	"	"	"	"	"	50	"	"	35		10		
6	1994	"	"	"	"	"	"	"	"	"		"		
7	1995	"	"	38	38	38	53	50	86	"		"		
8	1996	"	"	"	"	"	"	"	"	"		"		
9	1997	"	"	"	"	"	"	"	"	"		"		
10	1998	"	"	"	"	"	58	"	"	45		"		
11	1999	"	"	"	"	"	63	"	"	"		"		
12	2000	"	"	"	"	"	"	"	"	55	45	"		
13	2001	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"		

(備考) 1. 大蔵省主税局編(1988)「所得税百年史」、税務研究会「税法便覧」等より作成。
 2. (*)については最高限度額を記載。
 3. 平年分を記載。

図表 1 - 9 給与所得控除制度の推移



- (備考) 1. 給与収入に対する給与所得控除額を、制度の改正期毎に作成。
2. 最低控除額以下については最低控除額を記載した。

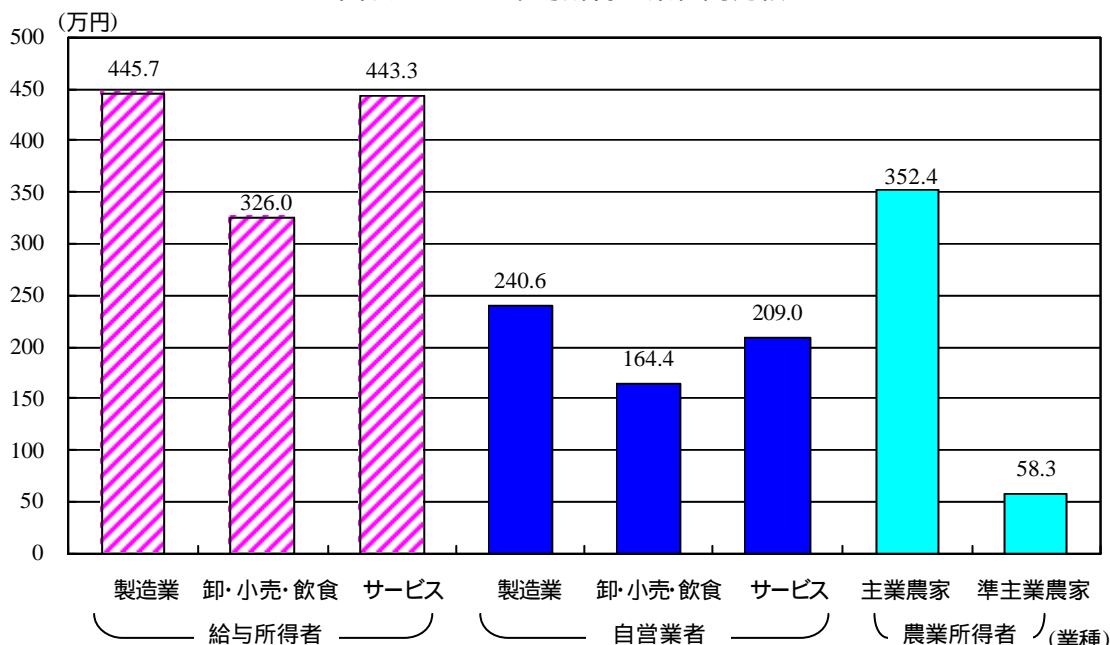
図表 2 - 1 業種別所得者及び納税者数の推移

(万人)

	1991	92	93	94	95	96	97	98	99	2000
給与所得者										
{ 所得者数	5,002	5,119	5,202	5,236	5,263	5,322	5,391	5,368	5,331	5,356
{ 納税者数	3,951	4,052	4,163	4,216	4,187	4,233	4,281	3,757	4,160	4,166
{ 比率	79.0	79.2	80.0	80.5	79.6	79.5	79.4	70.0	78.0	77.8
農業所得者										
{ 所得者数	132	112	109	102	107	103	97	91	85	76
{ 納税者数	24	24	21	27	20	20	16	12	15	13
{ 比率	17.8	21.7	19.7	26.7	18.2	18.9	16.3	13.5	17.7	17.2
自営業者										
{ 所得者数	673	661	639	624	615	604	610	605	602	585
{ 納税者数	328	323	306	294	281	282	276	173	225	218
{ 比率	48.7	48.9	47.8	47.0	45.7	46.8	45.2	28.6	37.4	37.3
その他所得者 (納税者数)	122	100	112	118	119	127	132	93	134	132

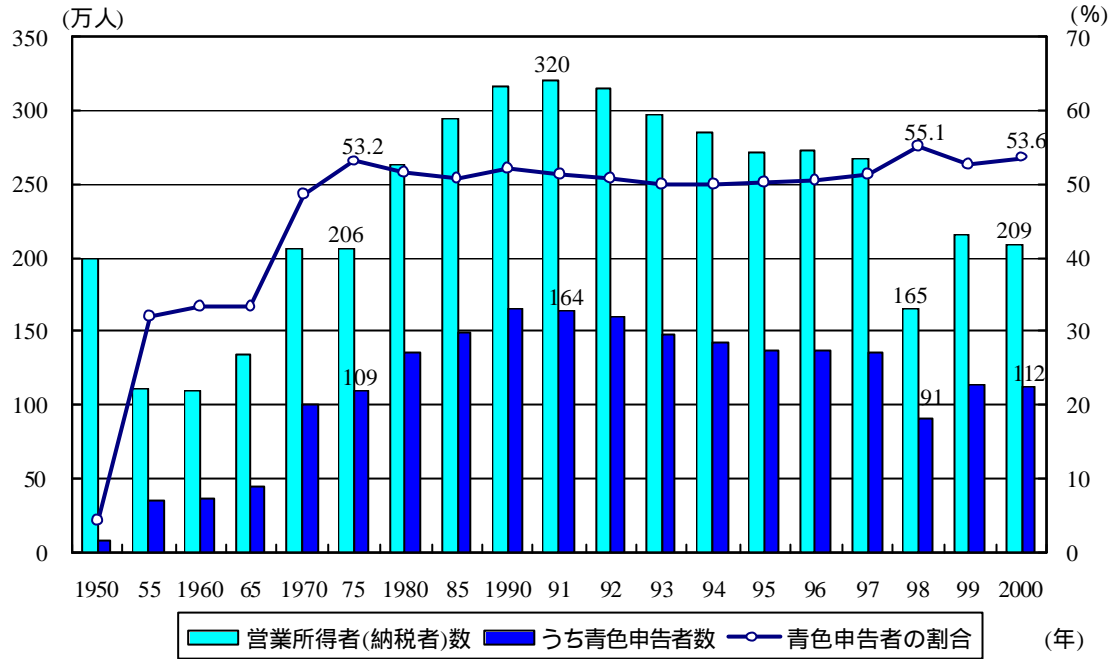
- (備考) 1. 総務省「労働力調査年報」、国税庁「税務統計から見た申告所得税の実態」「同民間給与の実態」、
「国税庁統計年報書」等より作成。
2. 労働力調査より、給与所得者数 = 雇用者総数、自営業者数 = 非農林業:自営業主による。
農業構造動態調査等より、農業所得者数 = 主業農家 + 準主業農家(内販売額 100 万超)等で推計。
納税者数は税務統計等より、給与所得者 = 源泉給与所得者 + 申告所得者(その他所得者の内給与
所得を主たる所得とするもの)、農業所得者 = 申告所得者:農業所得者、自営業者 = 申告所得者
(営業所得者 + その他事業者 + その他所得者の内、不動産所得を主たる所得とするもの)による。
その他所得者からは、給与所得及び不動産所得を主たる所得とするものを除いてある。

図表 2 - 2 平均所得の業種間比較



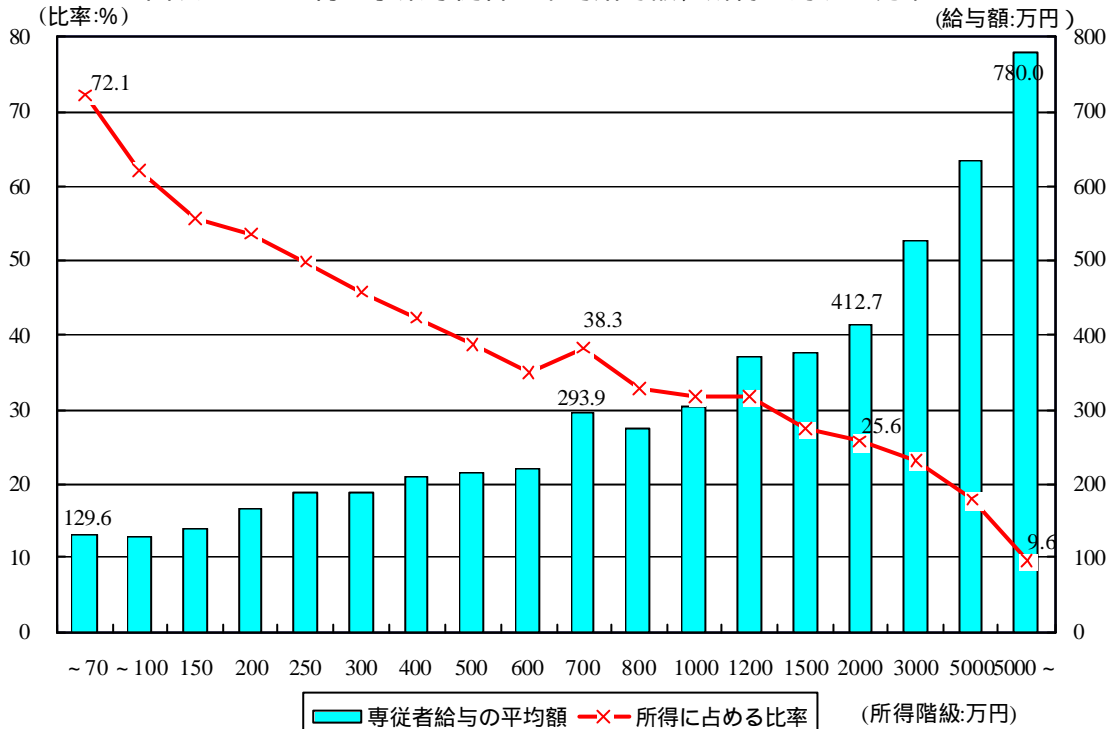
- (備考) 1. 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「個人企業経済調査」、農林水産省「農業経営動向
統計」等平成 12 年分より作成。
2. 自営業者は営業所得、農業所得者は農業所得であるが、統計上は家族従業員の給与は除かれ
ているため、税務統計より算出した専従者給与の平均額を差し引いた。なお、給与所得者に
ついては平均月間現金給与(現金給与総額) × 12 = 給与収入で算出。
3. 農業所得者の準主業農家については、65 歳未満の農業専従者がある農家について算出。

図表 2 - 3 営業所得者(納税者)に占める青色申告者の割合の推移



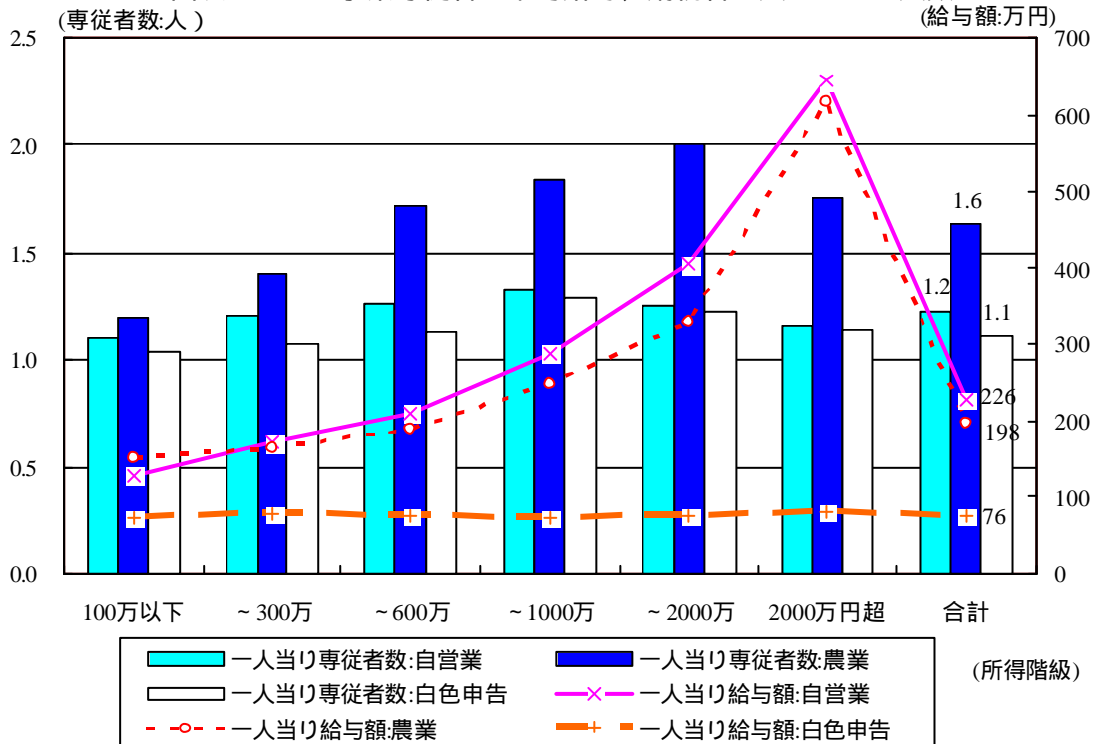
- (備考) 1. 国税庁「日本における税務行政」平成 13 年より作成。
 2. 事業所得のある者のうち、事業所得が農業所得だけの者を除き、かつ申告納税額のある者を対象とした数値。

図表 2 - 4 青色事業専従者の平均給与額、所得に対する比率



(備考) 1. 国税庁「税務統計から見た申告所得税の実態」平成12年分より作成。
 2. 青色事業者の納税者の内事業専従者を有する者について、青色事業専従者の一人当たり平均給与額、所得(総所得+専従者への支払い給与)に占める専従者給与額の比率を算出。

図表 2 - 5 事業専従者の平均給与、納税者一人あたりの人数



(備考) 1. 国税庁「税務統計から見た申告所得税の実態」平成12年分より作成。
 2. 納税者の内、事業専従者がある者の割合とその場合の一人当たり給与額を、青色申告者の農業所得者及び自営業者(事業所得者の内農業所得者を除く)、及び白色申告者について作成。